

京都市告示第 51 号

平成 11 年 9 月 30 日京都市告示第 245 号（建築基準法による特定工程の指定等）の一部を次のように改めます。

平成 19 年 5 月 21 日

京都市長 榊 本 頼 兼

平成 11 年 9 月 30 日京都市告示第 245 号（建築基準法による特定工程の指定等）の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。

建築基準法第 7 条の 3 第 1 項第 2 号による特定工程及び同条第 6 項の規定
による特定工程後の工程の指定について

本則中「第 7 条の 3 第 1 項」を「第 7 条の 3 第 1 項第 2 号」に改める。

第 3 項を次のように改める。

3 中間検査を行う建築物の構造及び規模

- (1) 主要構造部の全部又は一部を木造とした住宅又は兼用住宅（延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供するものに限る。以下同じ。）で、地階を除く階数が 2 以上又は延べ面積が 50 平方メートルを超えるもの（以下「2 階建て住宅等」という。）。ただし、建築基準法（以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する共同住宅を除く。
- (2) 法別表第 1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物（法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する共同住宅を除く。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの（以下「特殊建築物」という。）

第 5 項中「第 18 条」を「第 18 条第 1 項（法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する共同住宅を除く。）、第 68 条の 11 第 1 項」に改める。

別表備考以外の部分中

地上階数が3以上の特殊建築物	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地中はりのコンクリートを打設する工事の工程
	地上3階の床配筋工事の工程。ただし、当該配筋工事を現場で行わない場合においては、地上3階の床版の取り付け工事の工程	地上3階の床のコンクリートを打設する工事の工程。ただし、当該配筋工事を現場で行わない場合においては、地上3階の床版の取り付け部分を覆う工事の工程
地上階数が1又は2の特殊建築物並びに認証建築物	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地中はりのコンクリートを打設する工事の工程

を

階数が2以上の特殊建築物	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地中はりのコンクリートを打設する工事の工程
	2階の床配筋工事の工程。ただし、当該配筋工事を現場で行わない場合においては、2階の床版の取り付け工事の工程	2階の床のコンクリートを打設する工事の工程。ただし、当該配筋工事を現場で行わない場合においては、2階の床版の取り付け部分を覆う工事の工程
階数が1の特殊建	基礎又は地中はりの	基礎又は地中はりのコンクリ

に

建築物	配筋工事の工程	ートを打設する工事の工程
-----	---------	--------------

」

改める。

附 則

この告示は、平成19年6月20日（以下「施行日」という。）から施行し、この告示による改正後の平成11年9月30日京都市告示第245号の規定は、施行日以後に法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知がされた建築物について適用し、施行日前に法第6条第1項の規定若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知がされた建築物については、なお従前の例による。

（都市計画局建築指導部建築審査課）